	W_{27} ＝ 0.042 W_{28} ＝ 0.0422 W_{29} ＝ 0.0422 W_{30} ＝ 0.00025 $W_{令元}$ ＝ 0.00030 $W_{令2}$ ＝ 0.00100
	X_n　平成 n 年度において発行について許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 13 年度において財源対策のため発行について許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 Y_{13} ＝ 0.015 α　第２号算式の符号αに同じ。 Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
	AA_{14} ＝ 0.014 AA_{15} ＝ 0.006 AA_{16} ＝ 0.003 AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025 AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025 AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01283 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係る

	Y_{27} ＝ 0.042 Y_{28} ＝ 0.0422 Y_{29} ＝ 0.0422 Y_{30} ＝ 0.04180 $Y_{令元}$ ＝ 0.00030 $Y_{令2}$ ＝ 0.00100 $Y_{令3}$ ＝ 0.00175
	Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
	AA_{14} ＝ 0.017 AA_{15} ＝ 0.006 AA_{16} ＝ 0.003 AA_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 AA_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000 AA_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025 AA_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01280 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係る

第三種郵便物認可　令和四年三月二十五日